

磐田市へUターン就職した方の  
**奨学金返済を  
支援します!!**



磐田市イメージ  
キャラクター  
じっぺい  
© 磐田市

## 磐田市Uターン促進奨学金返済支援補助金のご案内

### 補助額

交付対象経費の1/2以内

**年間最大12万円**

※千円未満の端数は切り捨て

### 対象期間

就労開始年度の翌年度から

**最大5年間**

### 交付対象経費

申請年度の前年度の1年間で、磐田市に住民登録をした後の  
就労期間中に返済した奨学金の額

#### ■ 対象となる奨学金

- ① 日本学生支援機構 第一種奨学金
- ② 日本学生支援機構 第二種奨学金
- ③ その他市長が認める奨学金

#### ■ 対象者

(右記条件をすべて満たす人)



- ① **高等学校等卒業時に磐田市内に居住し、大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校(専門課程)等進学のため県外に転出した方**
- ② **①の転出後に磐田市内に転入し、住民登録があり、就労している方**
- ③ **大学等在学中に対象となる奨学金の貸与を受け、卒業後にその返済をしている方**
- ④ **申請年度の前年度以前に就労し、奨学金の返済を開始した方**
- ⑤ **初回の申請年度末において満30歳以下の方**
- ⑥ **市税等を滞納していない方**
- ⑦ **奨学金の返済に対する助成を他から受けていない方**

# 補助金の申請から交付までの流れ

交付申請

審査

交付決定

請求

交付

※受給要件を満たす場合は、最大5年間補助金の交付を受けることができます。

その場合であっても、**補助金の申請は、毎年度提出する必要があります。**

※提出書類等は、磐田市ホームページをご確認ください。

右のQRコードを読み取ると該当ページをご覧いただけます。



## 交付期間の例

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
令和4年度就労開始の場合	補助対象:1年目	補助対象:2年目	補助対象:3年目	補助対象:4年目	補助対象:5年目	
	令和4年度に返済した額が対象	令和5年度に返済した額が対象	令和6年度に返済した額が対象	令和7年度に返済した額が対象	令和8年度に返済した額が対象	
令和5年度就労開始の場合		補助対象:1年目	補助対象:2年目	補助対象:3年目	補助対象:4年目	補助対象:5年目
		令和5年度に返済した額が対象	令和6年度に返済した額が対象	令和7年度に返済した額が対象	令和8年度に返済した額が対象	令和9年度に返済した額が対象

## よくある質問

Q 高等学校卒業後、住民票を異動せず静岡県外の大学に進学した場合（下宿）は対象になるの？	A 居住地が確認できる書類（アパートの契約書の写し等）があれば対象となります
Q 短大、専門学校、高専、大学院は対象になるの？	A 令和5年度より対象となりました
Q 静岡県内の大学に進学し、下宿していた場合は対象になるの？	A 静岡県内の大学は対象となりません
Q 静岡県外の大学に通学していた場合は対象になるの？	A 通学の場合は対象となりません
Q 磐田市の事業所に就労しないと対象にならないの？	A 磐田市に居住し、就労していれば、就労先は磐田市内でなくても対象となります
Q 既にUターン就職しているが、対象になるの？	A 交付を受けることができる期間は、磐田市内に転入後、就労開始年度の翌年度から5年間であれば対象となります
Q 非正規雇用でも対象になるの？	A 就労証明書等、就労を確認できる書類があれば対象となります
Q 現在就労していないが対象になるの？	A 就労が受給要件となります
Q 就労後、転勤や転職により市外に転出した場合はどうなるの？	A 転出した時点で対象となりません
Q 市役所に行かないと申請できないの？	A 郵送でも申請できます 郵送の場合は、連絡のつきやすい電話番号をご記入下さい

お問合せ先

磐田市役所 経済産業部経済観光課

〒438-8650 静岡県磐田市国府台3-1

TEL:0538-37-4819 FAX:0538-37-5013

E-mail:shoko@city.iwata.lg.jp

